

特別講習事業業務規程

(警備員特別講習事業センター規程第1号)

施行 平成17年12月22日

改正 平成23年 4月 1日

改正 平成26年 4月 1日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人警備員特別講習事業センター（以下「特別講習事業センター」という。）が、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号、以下「検定規則」という。）第17条の基準に適合する講習会（以下「特別講習」という。）を行うため必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 特別講習事業センターがこの規程により行う特別講習は、警備員の専門的知識及び能力の向上を通じて、警備業務の実施の適正を図ることを目的とするものであり、特別講習事業センターは、その重要性にかんがみ、これを適切かつ効果的に行う。

第2章 事務所

(事務所等)

第3条 特別講習に関する事業（以下「講習事業」という。）を行う主たる事務所を次に置く。

神奈川県相模原市緑区名倉2310 研修センターふじの

2 講習事業の業務を行う時間及び休日に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 業務を行う時間は、月曜日から金曜日のうち祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (2) 休日は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律による。）並びに年末年始（12月29日から1月3日までの間）とする。

第3章 組織

(実施委員会の組織)

第4条 講習事業を適切かつ確実に行うため、特別講習事業センターに特別講習実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

2 実施委員会に実施委員を置き、実施委員は、特別講習事業センターの役員その他警備業務に関して識見を有する者の中から、特別講習事業センター理事長（以下

「理事長」という。)が委嘱する。

3 実施委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、実施委員に欠員が生じた場合における補欠の者又は増員により委嘱された者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 実施委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長はその実施委員の委嘱を解くことができる。

(1) 心身の障害により、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 業務上の職務違反その他実施委員として相応しくない行為があると認められるとき。

5 実施委員長は、実施委員の中から理事長が委嘱する。

6 実施委員長は、実施委員の事務を総括する。

(実施委員会の職務)

第5条 実施委員会は、特別講習の実施時期及び実施場所の決定、特別講習実施計画の作成その他講習事業に関する事務を行う。

2 実施委員会は、修了考査の問題の作成及び採点に関する事務を行う。

(考査部会)

第6条 学科試験及び実技試験(以下「修了考査」という。)を公正に実施するため、実施委員会の下に考査部会を置く。

2 考査部会は、15名以上40名以下の考査員をもって構成する。

3 考査員は、特別講習事業センターの役職員その他警備業務に関して識見を有する者で修了考査の実施の公正を害するおそれがないと認められる者の中から、理事長が委嘱する。考査員に関する事項については別途定める。

4 考査部会長は、考査員の中から理事長が選任する。

5 考査部会は、修了考査の可否の判定その他修了考査に関する事務を行う。

6 第4条第3項及び第4項の規定は考査員について、同条第6項の規定は考査部会長について準用する。

第4章 特別講習の実施方法等

(特別講習の種別等)

第7条 特別講習は、次の表の左欄に掲げる警備業務の種別に応じ、同表の中欄に掲げる級に区分して、同表の右欄に掲げる名称により行う。

警備業務の種別	級	名 称
施設警備業務	1 級	特別講習施設警備業務 1 級講習
	2 級	特別講習施設警備業務 2 級講習
雑踏警備業務	1 級	特別講習雑踏警備業務 1 級講習
	2 級	特別講習雑踏警備業務 2 級講習

交通誘導警備業務	1 級	特別講習交通誘導警備業務 1 級講習
	2 級	特別講習交通誘導警備業務 2 級講習
核燃料物質等危険物 運搬警備業務	1 級	特別講習核燃料物質等危険物運搬警備 業務 1 級講習
	2 級	特別講習核燃料物質等危険物運搬警備 業務 2 級講習
貴重品運搬警備業務	1 級	特別講習貴重品運搬警備業務 1 級講習
	2 級	特別講習貴重品運搬警備業務 2 級講習

(受講対象)

第 8 条 前条に規定する特別講習でその級が 2 級のもの（以下「2 級講習」という。）は、次に掲げる者の区分に応じて行う。

- (1) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号以下「法」という。）に規定する警備員
- (2) 前 1 号以外のもの

2 前条に規定する特別講習でその級が 1 級のもの（以下「1 級講習」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受講することができない。

- (1) 特別講習を受講しようとする警備業務の種別について 2 級の検定（法第 23 条に規定する検定をいう。）に係る合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上である者
- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に掲げる者

3 2 級講習を受講しようとする者で第 1 項第 2 号に該当するものは、同項第 1 号に掲げる者に係る 2 級講習を受講することができない。

(特別講習の実施等)

第 9 条 特別講習は、第 7 条に規定する種別、級ごとに実施する。

2 特別講習事業センターは、特別講習の実施時期及び実施場所を決定するに当たっては、次に掲げる事項を考慮する。

- (1) 年末年始その他繁忙な時期を避けること。
- (2) 山間僻地その他交通の便の悪い場所を避けること。
- (3) その他受講者の便宜を図ること。

3 特別講習の実施場所は、社団法人全国警備業協会（以下「協会」という。）研修センターふじののほか、法第 26 条別表中欄に定められている施設及び設備を使用する。

4 特別講習は、原則として受講者 50 名以上で実施するものとする。

(特別講習の実施方法)

第 10 条 第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に掲げる者を対象とする特別講習は、学科講習 7 時限、実技講習 5 時限及び修了考査により、2 日間で行う。

2 第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者を対象とする特別講習は、学科講習 28 時限、実技講習 14 時限及び修了考査により、6 日間で行う。

- 3 1時限は50分とする。
- 4 学科講習の受講者の数は、講師1人につき40人以下とし、実技講習の受講者の数は、講師1人につき10人以下とする。
- 5 講師は、特別講習の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に応答しなければならない。

(特別講習の科目等)

第11条 特別講習の科目、内容及び時間は、1級講習は別表第1、2級講習は別表第2のとおりとする。

(考査員の派遣)

第12条 特別講習事業センターは、特別講習を適切かつ公正に実施するため、総括責任者として考査員を派遣する。

(講師)

第13条 学科講習及び実技講習（以下「講習等」という。）を担当する講師は、法第26条別表下欄に掲げる者で、理事長が指定する当該種別講師研修会の課程を修了したもののの中から、理事長が委嘱する。

- 2 講師に関する事項については別途定める。

(教材等)

第14条 特別講習で使用する教材は、法第26条別表並びに検定規則別表第3及び第4に定められた内容に基づき製作された教本及び資機材を使用する。

第5章 受講手続等

(実施期日等の公表)

第15条 特別講習事業センターは、特別講習を行おうとするときは、当該特別講習の実施期日の30日前までに、当該特別講習に係る警備業務の種別、級、名称その他必要な事項を公表する。

- 2 前項の公表は、特別講習事業センターのホームページへの掲示その他広く警備員等が周知し得る方法により行う。

(特別講習の申込み)

第16条 特別講習を受講しようとする者は、当該特別講習の実施場所を区域とする都道府県警備業協会を経由して、特別講習事業センターに別記様式第1号の1又は同号の2の受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出しなければならない。

- 2 受講申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 第34条の規定による特別講習の手数料を納入したことを証明する書面
 - (2) 写真2枚（受講申込書及び受講票貼付用）
 - (3) 1級講習を受講しようとする者にあつては、第8条第2項各号のいずれかに該当する旨を疎明する書面
 - (4) 1級講習を受講しようとする者にあつては、当該種別2級合格証明書の写し
 - (5) 2級講習を受講しようとする者で第8条第1項第1号に該当するものにあつては、その旨を疎明する書面

(受講票の交付)

第17条 特別講習事業センターは、受講申込書を提出した者に対して、別記様式第2号の1又は同号の2の受講票（以下「受講票」という。）を交付する。

(受講票の携帯)

第18条 特別講習を受講する者は、当該特別講習の受講中は受講票を携帯しなければならない。

(受講者の確認)

第19条 特別講習の開始にあたっては受講者が本人であることを受講票により確認する。

第6章 修了考査等

(修了考査の対象)

第20条 修了考査は、第10条に定める講習等をすべて受講した者を対象とする。

(特別講習の課程の修了)

第21条 講習等をすべて受講し、修了考査に合格した者は、当該特別講習の課程を修了したものとす。

(修了考査の方法及び内容)

第22条 修了考査は、講習等をすべて受講した後に行うものとし、受講者が講習等の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものとする。

2 修了考査は、1級講習は別表第1の科目、内容について、2級講習は別表第2の科目、内容について、それぞれ学科試験1時限及び実技試験3時限により行う。

3 学科試験は、考査員があらかじめ指名した監督員を適切に配置して行う。

4 実技試験は、受講者1人ごとに行われるものとし、第26条に定める実技試験実施員が行う。

(修了考査の可否の基準等)

第23条 学科試験及び実技試験の可否の基準は、別表第3のとおりとする。

2 学科試験又は実技試験において不正行為を行った者は、その成績のいかんにかかわらず、修了考査は不合格とする。

3 修了考査の採点の結果は、公表しない。

(修了考査の問題の取扱い)

第24条 実施委員会において作成した修了考査の問題は、実施委員長が厳封捺印の上、理事長において管理する。

2 修了考査の問題の印刷、運搬、保管等は、秘密を確実に保持する方法により行う。

(修了考査の実施の監督)

第25条 修了考査の実施の監督は、実施委員長からその都度指名された考査員が行う。

(実技試験実施員)

第26条 実技試験の採点を担当する実技試験実施員（以下「試験実施員」という。）は、理事長が指定する試験実施員研修会の課程を修了した者の中から、理事長が委嘱する。

2 試験実施員に関する事項については別途定める。

(修了考査の合格の取消し)

第27条 理事長は、修了考査に合格した者が偽りその他不正の手段により受講したと認めるときは、その合格を取り消すことができる。

2 理事長は、修了考査に合格した者が偽りその他不正の手段により当該修了考査に合格したと認めるときは、その合格を取り消すことができる。

(再講習)

第28条 講習等をすべて受講し、修了考査を受けなかった者及び修了考査に不合格となった者(第23条第2項の規定により不合格となった者を除く。)は、1回に限り特別講習に代わる再講習を受講することができる。

2 再講習は、1時限以上の学科講習(法令に関すること)又は実技講習(警備業務の実施に関すること)を受講した後、第22条に定める修了考査を行う。

3 再講習に合格した者は、第21条の規定にかかわらず、当該特別講習の課程を修了したものとする。

4 再講習を受講しようとする者は、当該特別講習の実施場所を区域とする都道府県警備業協会を経由して、特別講習事業センターに、別記様式第3号の1又は同号の2の再講習申込書(以下「再講習申込書」という。)を提出しなければならない。

5 再講習申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第34条の規定による再講習の手数料を納入したことを証明する書面

(2) 写真2枚(再講習申込書及び再講習票貼付用)

(3) 第30条の規定により交付された別記様式第6号の講習会受講証明書(以下「受講証明書」という。)

6 第17条から第19条の規定は再講習を受講する者について、第22条から前条までの規定は再講習について準用する。この場合において、受講申込書とあるのは再講習申込書に、受講票とあるのは別記様式第4号の1又は同号の2の再講習票に読み替えるものとする。

第7章 修了証明書等

(講習会修了証明書の交付)

第29条 特別講習事業センターは、特別講習の課程を修了した者に対して、別記様式第5号の講習会修了証明書(以下「修了証明書」という。)を交付する。

(講習会受講証明書の交付)

第30条 特別講習事業センターは、第28条第1項に規定する者に対して受講証明書を交付する。

(修了証明書の返納)

第31条 第27条の規定により、修了考査の合格を取り消された者は、第29条の規定により交付された修了証明書を特別講習事業センターに返納しなければならない。

(修了証明書等の書換え及び再交付)

第32条 修了証明書又は受講証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書又は受講証明書の記載事項に変更があったときは、別記様式第7号の講習会修了証明書又は講習会

受講証明書の書換え申請書 1 通及び当該修了証明書又は受講証明書並びに第34条の規定による交付の手数料を納入したことを証する書面を特別講習事業センターに提出して、その書換えを受けることができる。

- 2 修了証明書又は受講証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書又は受講証明書を亡失し、又は滅失したときは、別記様式第 7 号の講習会修了証明書又は講習会受講証明書の再交付申請書 1 通及び第34条の規定による交付の手数料を納入したことを証する書面を特別講習事業センターに提出して、その再交付を受けることができる。

(修了証明書等の有効期間)

第33条 修了証明書及び受講証明書の有効期間は、交付日から 1 年間とする。

第 8 章 手数料

(手数料の額)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を特別講習事業センターに納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	額
1 級講習を受講しようとする者	32,400円
2 級講習を受講しようとする者で第 8 条第 1 項第 1 号に該当するもの	32,400円
2 級講習を受講しようとする者で第 8 条第 1 項第 2 号に該当するもの	77,760円
再講習を受講しようとする者	12,960円
修了証明書又は受講証明書の書換え又は再交付を受けようとする者	1,080円
財務諸表等の写しの交付を受けようとする者	1,080円

(手数料の納入方法等)

第35条 前条の規定による手数料の納入は、特別講習事業センターがあらかじめ指定する郵便口座への振込により行わなければならない。

- 2 既納の手数料は、特別講習事業センターの責めに帰すべき事由により特別講習又は再講習が行われなかった場合を除き、返納しない。

第 9 章 書類の管理

(書類の種類及び保存期間等)

第36条 特別講習事業センターは、次の各号に掲げる書類を、当該各号に掲げる期間、事務所に保存する。

- (1) 特別講習の実施年月日 5年
- (2) 特別講習の実施場所 5年
- (3) 特別講習を行った講師の氏名、担当した科目及びその時間 5年
- (4) 受講者の氏名、生年月日及び住所 5年
- (5) 修了者の氏名、生年月日、住所、修了証明書の交付年月日及び交付番号 5年
- (6) 修了考査の問題及び答案用紙 3年
- (7) 修了証明書交付簿 1年
- (8) 受講証明書交付簿 1年
- (9) その他の書類別に理事長が定める期間

2 特別講習事業センターは、前項に掲げる書類の保存については、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じ明確に書面に表示される方法に代えることができる。

(書類の管理)

第37条 特別講習事業センターは、前条に掲げる書類等の保存、管理にあたっては、個人情報保護法等関係法規の規定を遵守し、厳正に管理する。

第10章 会 計

(財務諸表等の備付け)

第38条 特別講習事業センターは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書(第39条において「財務諸表等」という。)を作成する。

2 特別講習事業センターは、前項の書類については、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じ明確に書面に表示される方法に代えることができる。

3 前項の帳簿及び書類は、5年間事務所に備えて置く。

(財務諸表等の閲覧等)

第39条 特別講習事業センターの業務時間内は、いつでも、前条に掲げる財務諸表等について、閲覧又は謄写の請求ができる。

2 財務諸表等の書面の謄本又は抄本の請求については、特別講習事業センターに第34条に定める手数料を支払わなければならない。(書面に代えて、電磁的記録に記録された事項を磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付することができる。)

第11章 雑 則

(秘密の保持)

第40条 実施委員、考査員、講師その他特別講習に係る業務に従事する者は、その職務上

知り得た特別講習に係る個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(細則への委任)

第41条 この規程に定めるもののほか、特別講習業務に関し必要な事項は、別に特別講習事業業務細則で定める。

附 則

この規程は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

1 級 受 講 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人警備員特別講習事業センター 殿

写真、
無帽、正面、
上三分身、
無背景

たて 30mm
よこ 24mm

特別講習の名称	
※ 受講番号	第 号
受講期間	平成 年 月 日から 月 日 日まで
受講場所	都道府県
※ 考查結果	合 ・ 否

ふりがな 氏 名			
(生年月日)	昭・平 年 月 日生 (歳)	Ⓜ 男・女	
現住所	〒 - (TEL)		
勤務先の名称			
受講する種別の警備 業務に従事した期間	昭和・平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
警備業務の経験年数	通 算	年	ヶ月
合格時の機関誌等への掲載	希望しない		

備 考

- ※欄には記載しないこと。
- 該当するものを○で囲むこと。
- 氏名、現住所は楷書で正確に記入し、写真を所定欄に貼付すること。
- 氏名、現住所は、住民票記載の住所を記載してください。
- 受講申込書に記載された個人情報、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用することはありません。
- 合格者は都道府県名、氏名を機関誌等に掲載します。掲載を希望されない方は、「希望しない」を○で囲んでください。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 級 受 講 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人警備員特別講習事業センター 殿

写真、
無帽、正面、
上三分身、
無背景

たて 30mm
よこ 24mm

特別講習の名称	
※ 受講番号	第 号
受講期間	平成 年 月 日から 月 日 日まで
受講場所	都道府県
※ 考查結果	合 ・ 否

ふ り が な			
氏 名		(印) 男・女	
(生年月日)		昭・平 年 月 日生 (歳)	
現 住 所		〒 - (TEL)	
勤務先 の名称	警備業者		
	その他		
警備業務経験年数	通 算	年 月	
合格時の機関誌等への掲載		希望しない	

備 考

- ※欄には記載しないこと。
- 該当するものを○で囲むこと。
- 氏名、現住所は楷書で正確に記入し、写真を所定欄に貼付すること。
- 氏名、現住所は、住民票記載の住所を記載してください。
- 受講申込書に記載された個人情報、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用することはありません。
- 合格者は都道府県名、氏名を機関誌等に掲載します。掲載を希望されない方は、「希望しない」を○で囲んでください。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(表)

別記様式第2号の1 (第17条関係)

受講票 (1級)

一般社団法人警備員特別講習事業センター (印)

写真、
無帽、正面、
上三分身、
無背景
たて 30mm
よこ 24mm
押出し
スタンプ

特別講習の名称	
※ 受講番号	第 号
受講期間	平成 年 月 日から 月 日まで
受講場所	都道府県

ふりがな 氏名	男・女
(生年月日)	昭・平 年 月 日生 (歳)
現住所	〒 (TEL)
勤務先の名称	
受講する種別の警備 業務に従事した期間	昭和・平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

備考

- ※欄には記載しないこと。
- 受講票に記載された個人情報、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用されることはありません。

※用紙の大きさは、縦 14.8cm、横 10cm とすること。

(表)

別記様式第2号の2 (第17条関係)

受講票 (2級)

一般社団法人警備員特別講習事業センター (印)

写真、
無帽、正面、
上三分身、
無背景
たて 30mm
よこ 24mm

押出し

スタンプ

特別講習の名称	
※ 受講番号	第 号
受講期間	平成 年 月 日から 月 日まで
受講場所	都道 府県

ふ り が な	
氏 名	男・女
(生年月日)	昭・平 年 月 日生 (歳)
現 住 所	〒 ー (TEL)
勤務先 の名称	警備業者
	その他

備 考

- 1 ※欄には記載しないこと。
- 2 受講票に記載された個人情報は、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用されることはありません。

※用紙の大きさは、縦 14.8cm、横 10cm とすること。

1 級 再 講 習 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人警備員特別講習事業センター 殿

写真、
無帽、正面、
上三分身、
無背景
たて30mm
よこ24mm

特別講習の名称	
※再受講番号	第 号
再講習期日	平成 年 月 日
再講習場所	都道府県
※再考査結果	合 ・ 否
講習会受講証明書	第 号

ふ り が な	
氏 名	昭・平 年 月 日生 (歳) (印) 男・女
(生年月日)	
現 住 所	〒 - (TEL)
勤 務 先 名 称	
合格時の機関誌等への掲載	希望しない

備 考

- ※欄には記載しないこと。
- 該当するものを○で囲むこと。
- 氏名、現住所は楷書で正確に記入し、写真を所定欄に貼付すること。
- 氏名、現住所は、住民票記載の住所を記載してください。
- 再講習申込書に記載された個人情報、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用することはありません。
- 合格者は都道府県名、氏名を機関誌等に掲載します。掲載を希望されない方は、「希望しない」を○で囲んでください。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 級 再 講 習 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人警備員特別講習事業センター 殿

写真、
無帽、正面、
上三分身、
無背景
たて30mm
よこ24mm

特別講習の名称	
※再受講番号	第 号
再講習期日	平成 年 月 日
再講習場所	都道府県
※再考査結果	合 ・ 否
講習会受講証明書	第 号

ふ り が な	
氏 名 (生年月日)	昭・平 年 月 日生 (歳) (印) 男・女
現 住 所	〒 ー (TEL)
勤務先 の名称	警備業者 その他
合格時の機関誌等への掲載	希望しない

備 考

- ※欄には記載しないこと。
- 該当するものを○で囲むこと。
- 氏名、現住所は楷書で正確に記入し、写真を所定欄に貼付すること。
- 氏名、現住所は、住民票記載の住所を記載してください。
- 再講習申込書に記載された個人情報、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用することはありません。
- 合格者は都道府県名、氏名を機関誌等に掲載します。掲載を希望されない方は、「希望しない」を○で囲んでください。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

再講習票（1級）

一般社団法人警備員特別講習事業センター 印

写真 無帽、正面、 上三分身、 無背景 たて 30mm よこ 24mm <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 押出し スタンプ </div>
--

特別講習の名称	
※再受講番号	第 号
再講習期日	平成 年 月 日
再講習場所	都道 府県
講習会受講証明書	第 号

ふ り が な	
氏 名	男・女
（生年月日）	昭・平 年 月 日生（ 歳）
現 住 所	〒 ー （TEL ）
勤 務 先 の 名 称	

備 考

- 1 ※欄には記載しないこと。
- 2 再講習票に記載された個人情報、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用されることはありません。

※用紙の大きさは、縦 14.8cm、横 10cm とすること。

再講習票（2級）

一般社団法人警備員特別講習事業センター 印

写真 無帽、正面、 上三分身、 無背景 たて 30mm よこ 24mm <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 押出し スタンプ </div>
--

特別講習の名称	
※再受講番号	第 _____ 号
再講習期日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
再講習場所	都道 府県
講習会受講証明書	第 _____ 号

ふ り が な	
氏 名	男・女
(生年月日)	昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)
現 住 所	〒 _____ (TEL _____)
勤 務 先 の 名 称	

備 考

- 1 ※欄には記載しないこと。
- 2 再講習票に記載された個人情報、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用されることはありません。

※用紙の大きさは、縦 14.8cm、横 10cm とすること。

第 号

講習会修了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

受講した講習会に係る警備業務の種別及び検定の区分

上記の者は、警備業法第23条第3項の規定に基づく講習会の課程を修了した者であることを証明する。

講習会の修了年月日 年 月 日

交付年月日 年 月 日

登録講習機関

一般社団法人警備員特別講習事業センター ㊞

（登録番号 第1号）

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 講習会修了証明書の有効期限は、交付日から起算して1年とする。

第 号

講習会受講証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

受講した講習会に係る警備業務の種別及び検定の区分

上記の者は、警備業法第23条第3項の規定に基づく講習会を受講した者であることを証明する。

講習会の受講年月日

年 月 日から
月 日 日まで

交付年月日

年 月 日

登録講習機関

一般社団法人警備員特別講習事業センター ㊞

（登録番号 第1号）

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 講習会受講証明書の有効期限は、交付日から起算して1年とする。

別記様式第7号（第32条関係）

※受理年月日	平成 年 月 日
※受理番号	第 号
※交付年月日	平成 年 月 日

講習会 修了 証明書の書換え申請書
受講 再交付

平成 年 月 日

一般社団法人警備員特別講習事業センター 殿

申請者氏名 印

ふりがな			
氏名		男・女	
(生年月日)	昭・平 年 月 日生	(歳)	
現住所	〒 (TEL)		
証明書	種別・級	警備業務 1・2級	
	交付年月日	平成 年 月 日	番号 第 号
書換え事項	新		旧
書換え又は再交付を申請する事由			

備考

- ※欄には、記載しないこと。
- 該当するものを○で囲むこと。
- 再交付の場合は、交付年月日、番号及び書換え事項の記入の必要はありません。
- 氏名、現住所は、住民票記載のとおり、楷書で正確に記入してください。
- 書換え申請書に記載された個人情報、特別講習事業の適正な実施のために利用され、本人の同意なくそれ以外の目的に利用されることはありません。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別表第1（1級）

種別	講習の区分	講習科目	講習事項	細目	講習時間 (時限)
施設警備業務	学 科	警備業務に関する基本的事項	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	(1) 施設警備業務の形態 (2) 施設警備業務の実施と基本的人権	1.0
			警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	(1) 施設警備業務検定1級合格者の役割 (2) 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 (3) 部下指導上の留意点	
	講 習	法令に関する こと	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	(1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） (2) 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって侵害しやすい権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等） (3) 刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、強要罪、窃盗罪、強盗罪、横領罪等） (4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての全般的知識） (5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての一般的知識） (6) 遺失物法（全般についての知識）	1.0
			消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他施設警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	(1) 消防法（全般についての知識） (2) 爆発物取締罰則、銃砲刀剣類所持等取締法（全般についての知識） (3) 民法（善管注意義務、債務不履行、損害賠償） (4) 軽犯罪法（全般についての知識）	
			警備業務対象施設における保安業務に関すること	重要施設の巡回の方法に関する高度に専門的な知識	
	出入管理の方法に関する高度に専門的な知識	(1) 出入管理 (2) その他			

	施設警備業務用機器及びその故障又は不調の場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識	(1) 出入管理用設備機器の機能及び使用方法 (2) 総合管理システムの機能及び使用方法	
施設警備業務の管理に関すること	警備業務対象施設の構造、周囲の状況その他施設警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 事前調査の意義 (2) ヒアリングと施設調査（警備診断） (3) 事前調査の着眼事項	2.0
	出入管理及び巡回の方法並びに施設警備業務用機器の使用の管理その他施設警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	(1) 警備計画書及び警備指令書 (2) 警備計画書の作成要領 (3) 警備指令書の作成要領	
警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 警察機関等への連絡の重要性 (2) 追加連絡要領	1.0
	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識	(1) 爆発物等発見時の措置 (2) 脅迫電話（爆破予告）等の対処要領 (3) 不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定	
	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門	(1) 負傷者の観察と応急手当実施上の留意点 (2) 搬送	

			的な知識		
			護身用具の使用 方法その他の護 身の方法に關す る高度に専門的 な知識	(1) 警戒棒及び警戒杖等の管理 (2) 警戒棒及び警戒杖の取扱い適否の判断 (3) 警戒棒の応用操作 (4) 警戒杖の応用操作 (5) 警戒杖の実践操法 (6) 非金属製楯の操作要領 (7) 徒手による護身術 (応用)	
			その他事故の発 生時における応 急の措置を行う ため及び警備業 務対象施設にお ける危険防止の 措置を行うため 必要な事項に關 する高度に専門 的な知識	(1) 火災発生時の対処要領 (2) その他の災害 (地震)、事故等発生時の対処要領	
施設警備 業務	実 技 講 習	警備業務対象施 設における保安 業務に関するこ と	出入管理を行う 高度に専門的な 能力	(1) エックス線透視装置による不審物件 (2) 携帯型金属探知機による隠匿物件の発見要領	2.0
巡回を行う高度 に専門的な能力			(1) 施設における巡回実施要領 (2) 不審な物件又は不審者発見のための着眼点		
施設警備業務用 機器を操作する 高度に専門的な 能力			総合管理システムの操作要領		
施設警備業務用 機器の故障又は 不調の場合にと るべき措置を行 う高度に専門的 な能力			総合管理システムの誤作動の原因の解明		
施設警備業務の 管理に関するこ と		警備業務対象施 設の構造、周囲 の状況その他施 設警備業務の実 施に必要な事情 を勘案して、当 該業務の能率的 かつ安全な実施 に必要な業務の 管理を行う高度	警備計画書又は警備指令書の作成要領 (警備員の配置計画 等)	2.0	

			に専門的な能力		
		警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力	(1) 爆発物発見時の措置要領 (2) 不審な物件を発見した場合の立入制限区域の設定	1.0
		事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力		警察機関等への追加連絡要領	
		事故の発生時における負傷者の救護及び警備対象施設における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力		非常放送設備を使用した避難誘導要領	
		護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力		(1) 警戒棒の応用操作要領 (2) 警戒杖の応用操作要領 (3) 徒手の護身術（応用）	
		その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力		屋内消火栓の使用要領	
雑踏警備業務	学 科 講 習	警備業務に関する基本的事項	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	(1) 雑踏警備業務の形態 (2) 雑踏警備業務の実施と基本的人権	1.0
			警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	(1) 雑踏警備業務検定1級合格者の役割 (2) 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 (3) 部下指導上の留意点	
		法令に関すること	法その他警備業務の実施の適正を確保する	(1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） (2) 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって	

	<p>ため必要な法令に関する高度に専門的な知識</p>	<p>侵害しやすい権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)</p> <p>(3) 刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、強要罪、窃盗罪、強盗罪、横領罪等）</p> <p>(4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての全般的知識）</p> <p>(5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての一般的知識）</p> <p>(6) 遺失物法（全般についての知識）</p>	1.0
	<p>軽犯罪法、道路交通法その他雑踏警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 道交法（第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条のほか、緊急自動車の要件等についての知識）</p> <p>(2) 軽犯罪法（全般についての知識）</p> <p>(3) 民法（損害賠償）</p>	
群集の規制に關すること	<p>雑踏警備業務用資機材の使用方法に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 行事等の態様別の警備実施要領</p> <p>(2) 群集密度と歩行速度</p> <p>(3) 群集動線の決定要素</p> <p>(4) 群集の誘導、停止及び分断の方法</p> <p>(5) 群集の整列を行う判断</p> <p>(6) 群集の圧力の制御方法</p> <p>(7) 緊急の場合の動線の確保</p>	2.0
	<p>人の誘導その他の雑踏の整理を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 群集密度の変化に応じた群集動線の切り替え</p> <p>(2) 群集密度の変化に応じた規制方法</p> <p>(3) ロープ等を使用した緊急時の規制方法</p>	
	<p>群集の特性に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 群集心理の理論</p> <p>(2) 過去の事故事例</p>	
<p>雑踏警備業務の管理に關すること</p>	<p>雑踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する事前調査を的確に行うため</p>	<p>(1) 実地踏査の意義と重要性</p> <p>(2) 実地踏査上の留意事項</p> <p>(3) 不測の事態を予測した対応要領</p>	2.0

		必要な事項に関する高度に専門的な知識		
		その他雑踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	(1) 警備計画書の作成 (2) 警備指令書の作成 (3) その他の業務 (4) 警備広報要領	
	人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 緊急連絡の方法と連絡要領 (2) 警備隊本部への追加連絡要領	
		雑踏における危険防止措置を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 折りたたみ式車椅子による負傷者の救護及び搬送要領 (2) 死傷者多数の事故（災害）を想定した模擬訓練実施方法 (3) 不測の事態の場合の警備員の配置転換の判断	1.0
		事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 負傷者の観察と応急手当実施上の留意点 (2) 搬送	
		護身用具の使用方法その他護身の方法に関する高度に専門的な知識	(1) 警戒棒の管理 (2) 警戒棒の取扱い適否の判断 (3) 警戒棒の応用操作 (4) 徒手による護身術（応用）	
		その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 事故発生時の指揮及び警備員の統制要領 (2) パニックを起こさせない誘導・広報要領 (3) 不測の事態による規制を行う場合の広報要領	
実技	群集の規制に関すること	雑踏警備業務用資機材を使用して雑踏の整理を	(1) 群集密度の変化に応じた群集動線の切り替え (2) 群集密度の変化に応じた規制の方法 (3) ロープ等を使用した緊急時の規制の方法	2.0

	講 習		行う高度に専門的な能力		
		雑踏警備業務の管理に関すること	雑踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情を勘案して、雑踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力	警備計画書又は警備指令書の作成要領（警備員の配置計画）	2.0
		人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力	警備隊本部への追加連絡要領	1.0
			事故の発生時における負傷者の救護を行う高度に専門的な能力	折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領	
			護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力	(1) 警戒棒の応用操作 (2) 徒手の護身術（応用）	
	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力	(1) 不測の事態による規制を行う場合の広報要領 (2) 規制を行う場合の迂回路の設定要領			
交通誘導警備業務	学 科 講 習	警備業務に関する基本的事項	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	(1) 交通誘導警備業務の形態 (2) 施設等における交通誘導警備業務 (3) 交通誘導警備業務の実施と基本的人権	1.0
			警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	(1) 交通誘導警備業務検定1級合格者の役割 (2) 1級検定資格者と警備員指導教育責任者との関係 (3) 部下指導上の留意点	

法令に関するこ と	法その他警備業 務の実施の適正 を確保するため 必要な法令に関 する高度に専門 的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） (2) 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって侵害しやすい権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等） (3) 刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、強要罪、窃盗罪、強盗罪、横領罪等） (4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての全般的知識） (5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての一般的知識） (6) 遺失物法（全般についての知識） 	1.0
	道路交通法その 他交通誘導警備 業務の実施に必 要な法令に関す る高度に専門的 な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道交法（第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条のほか、緊急自動車の要件等についての知識） (2) 軽犯罪法（全般についての知識） (3) 民法（損害賠償） 	
車両等の誘導に 関すること	交通誘導警備業 務用資機材の機 能、使用方法及 び管理方法に関 する高度に専門 的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通誘導業務用資機材の管理方法 (2) 交通誘導業務用資機材の使用上の留意点 (3) 現場情勢の変化に即応した効果的な資機材の配置転換等の措置 	2.0
	人又は車両に対 する合図の方法 に関する高度に 専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 合図の応用動作 (2) 高速道路等における留意事項 	
	人又は車両の誘 導を行うため必 要な事項に関す る高度に専門的 な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交差点付近等の交通誘導 (2) 交互通行における交通誘導 (3) 連携実施上の留意事項 (4) 緊急自動車接近通過時の留意点 (5) 拡声器による交通誘導要領 	
	交通誘導警備業 務実施上の留意 事項に関する高 度に専門的な知 識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通誘導現場での指揮要領 (2) 受傷事故の防止 	

交通誘導警備業務の管理に関すること	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事前調査の意義 (2) 事前調査の着眼事項 	2.0
	その他交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該警備業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警備計画書及び警備指令書 (2) 警備計画書の作成要領 (3) 警備指令書の作成要領 	
工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故発生時における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察機関等への連絡要領 (2) 追加連絡要領 (3) 第三者に依頼する場合の連絡要領 	1.0
	道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常駐車帯 (2) 非常電話 (3) 緊急避難通路、緊急通路 (4) 緊急開口部 	
	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 負傷者の観察と応急手当実施上の留意点 (2) 搬送 	
	護身用具の使用 方法その他の護	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒棒の管理 (2) 警戒棒の取扱い適否の判断 	

		身の方法に関する高度に専門的な知識	(3) 警戒棒の応用操作 (4) 徒手による護身術 (応用)	
		その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 群集心理の態様と適切な対応 (2) 事故発生時の広報活動要領	
実 技 講 習	車両等の誘導に関すること	交通誘導警備業務用資機材を使用して人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力	(1) 交通誘導業務現場に応じた資機材の選定 (2) 交通誘導業務現場に応じた資機材の配置 (3) 交通誘導業務現場に応じた警備員の配置	2.0
		人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力	(1) 交互通行規制に従事する警備員に対する指揮要領 (2) 交互通行規制での工事用車両に対する交通誘導要領	
	交通誘導業務の管理に関すること	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情を勘案して、交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力	警備計画書又は警備指令書の作成要領 (警備員の配置計画等)	2.0
	工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的	警察機関等への追加連絡	1.0

		生じた場合における応急の措置に関すること	な能力		
			事故の発生時における負傷者における救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力	事故現場における迂回路等への交通誘導要領	
			護身用具の使用 方法その他護身の方法に関する高度に専門的な能力	(1) 警戒棒の応用操作 (2) 徒手の護身術 (応用)	
			その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力	拡声器による避難誘導要領	
核燃料物質等危険物運搬警備業務	学 科 講 習	警備業務実施の基本原則に関する事項	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の形態 (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施と基本的人権	1.0
			警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級資格者の役割 (2) 1級検定資格者と警備員指導教育責任者との関係 (3) 部下指導上の留意点	
	法令に関すること	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	(1) 警備業法 (第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条) (2) 憲法 (人権保障の意味、警備業務の実施に当たって侵害しやすい権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等) (3) 刑法 (罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、強要罪、窃盗罪、強盗罪、横領罪等) (4) 刑事訴訟法 (現行犯逮捕についての全般的知識) (5) 警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置についての一般的知識) (6) 遺失物法 (全般についての知識)	1.0	
		核原料物質、核	(1) 原子力基本法 (全般についての知識)		

	燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (2) 原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律） (3) 原子力災害対策特別措置法 (4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（運搬届出等についての一般的知識） (5) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（運搬届出等についての一般的知識） (6) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（全般についての知識） (7) 消防法（火災発見者の通報義務等についての知識） (8) 電波法（運用についての一般的知識） (9) 道路運送車両法（点検等についての一般的知識） (10) 軽犯罪法（全般についての知識） 	
核燃料物質等危険物に関すること	核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放射線による被ばくの態様 (2) 放射線の影響と許容量 (3) 原子炉の種類と仕組み等原子力の基礎知識 (4) プルトニウム及びMOX燃料の性質 (5) 生物化学兵器及び毒性物質の性質 	1.0
	核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 無線通信のスケルチ及び受信メリット (2) 無線機取扱上の留意事項 (3) 輸送物の規制と運搬方法 	
核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に関すること	伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 走行中の異常の発見方法 (2) 車両が故障した場合の措置 	1.0
	車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 伴走及び経路の維持に必要な留意点 (2) 高速道路の通行及びトンネルの安全通過要領 	
	運搬中における周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特異情報の収集と連絡要領 (2) 警察官に停車を命ぜられた場合の対応 	

	<p>運搬中において、指令業務担当者への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 指令業務担当者等に対する連絡要領 (2) 計画が変更された場合における連絡要領</p>	
	<p>休憩地の警備に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 休憩地の警備の重要性 (2) 休憩地における警備上の留意点</p>	
核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること	<p>核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 事前調査の意義と重要性 (2) 運搬経路の事前調査実施上の留意点</p>	2.0
	<p>その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の効率かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 警備計画書の必要性 (2) 警備計画書の作成要領 (3) 警備業務用車両及び携行資機材の配置要領 (4) 警備員の配置要領等 (5) 基地局等の配置要領</p>	
核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	<p>放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法並びに放射線障害防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 放射線障害防止用資機材</p>	1.0
	<p>緊急事態の対応に関する高度に</p>	<p>(1) 重要性 (2) 事故等の区分</p>	

		専門的な知識	(3) 対応の基本原則と態様別基本的対応要領	
		事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 警察機関等への連絡の重要性 (2) 輸送隊本部及び基地局への連絡要領 (3) 追加連絡要領 (4) 関係機関への報告	
		事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 負傷者の観察と応急手当実施上の留意点 (2) 搬送	
		護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	(1) 警戒棒及び警戒杖等の管理 (2) 警戒棒及び警戒杖等の取扱いの適否の判断 (3) 警戒棒の応用操作 (4) 警戒杖の応用操作 (5) 警戒杖の実践操作 (6) 非金属製楯（小楯）の操作要領 (7) 徒手による護身術（応用）	
		その他事故の発生時における応急措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	(1) 群集心理の態様と適切な対応 (2) 警戒区域の設定 (3) 拡声器による広報要領	
実 技 講 習	伴走及び周囲の見張りに関する事項	伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力	車両の休憩地における点検要領	2.0
		運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力	(1) 警備用車両間の無線通信要領 (2) 積載車両の緊急停止時における適切な警備員の配置等による警戒要領	
		運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡	
業務管理に関する事項	核燃料物質等危険物の運搬の経	警備計画書又は警備指令書の作成要領（警備員の配置計画等）	2.0	

			路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力		
		核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	放射線量測定用機械器具の点検、修理及び操作を行う高度に専門的な能力	GM サーベイメーターによる放射線源の特定要領	1.0
			放射線障害等防止用資機材の点検及び使用する高度に専門的な能力	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び配置要領	
			事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力	基地局への追加連絡要領	
			護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力	(1) 警戒棒の応用操作要領 (2) 警戒杖の応用操作要領 (3) 徒手の護身術（応用）	
			その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力	拡声器による立入制限区域等の広報要領	
貴重品運搬警備業務	学科 講義	警備業務に関する基本的事項	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	(1) 貴重品運搬警備業務の形態 (2) 貴重品運搬警備業務の実施と基本的人権	1.0

習

	<p>警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 貴重品運搬警備業務検定1級資格者の役割 (2) 1級検定資格者と警備員指導教育責任者との関係 (3) 部下指導上の留意点</p>	
<p>法令に関すること</p>	<p>法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） (2) 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって侵害しやすい権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等） (3) 刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、強要罪、窃盗罪、強盗罪、横領罪等） (4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての全般的知識） (5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての一般的知識） (6) 遺失物法（全般についての知識）</p>	<p>1.0</p>
	<p>道路交通法その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 道路交通法（交通規制についての一般的知識） (2) 貨物自動車運送事業法等 (3) 電波法（運用についての一般的知識）</p>	
<p>貴重品運搬警備業務用車両並びに伴走及び周囲の見張りに関すること</p>	<p>貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 貴重品運搬警備業務用車両の警報装置及び警報送信機の操作方法 (2) 警報装置、警報送信機の構造・機能及び操作方法 (3) 警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検及び警報送信機の点検要領</p>	<p>2.0</p>
	<p>貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 走行中の異常の発見方法 (2) 車両が故障した場合の措置</p>	
	<p>車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 運搬阻害要因の把握と運搬予定経路の維持 (2) 高速道路の運行及びトンネルの安全通過要領</p>	
	<p>運搬中における周囲の見張りを</p>	<p>(1) 運搬中の警戒の基本 (2) 警察官に停車を命じられた場合の対応</p>	

	行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識		
	運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 積卸し時の周囲の見張りの基本 (2) 指導上の留意点 	
	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運行計画等を変更する場合の指示事項 (2) 警備運搬車両契約先到着時の指令業務担当者の確認及び指示事項 (3) 襲撃事件、交通事故等の報告を受けた場合の把握すべき事項と適切な指示 	
貴重品運搬警備業務の管理に関すること	貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事前調査の意義と重要性 (2) 事前調査の内容 (3) 事前調査実施上の留意点 (4) 調査日時選定上の留意点 	2.0
	その他貴重品運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警備計画書作成の意義 (2) 警備計画作成上の必要事項と必要携行資機材 (3) 警備計画書の作成要領 (4) 警備指令書の作成要領 (5) 警備員の配置要領 (6) 業務管理の方法 	
運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害拡大防止用資機材の意義 (2) 拡声器の取扱い (3) 拡声器による広報要領 	
	事故の発生時における警察機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察機関等への連絡の基本 (2) 事故発生時の無線連絡要領（第一報） 	

		<p>その他関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(3) 追加連絡要領 (4) 事故発生時の対応</p>	
		<p>事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 負傷者の観察と応急手当実施上の留意点 (2) 搬送</p>	
		<p>護身用具の使用 方法その他護身の方法に関する高度に専門的な知識</p>	<p>(1) 警戒棒及び警戒杖等の管理 (2) 警戒棒及び警戒杖等の取扱いの適否の判断 (3) 警戒棒の応用操作 (4) 警戒杖の応用操作 (5) 警戒杖の実践操作 (6) 非金属製の楯（小楯）の操作要領 (7) 徒手による護身術（応用）</p>	
実 技 講 習	貴重品運搬警備業務用車両並びに伴走及び周囲の見張りに関すること	貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力	警報装置及び警報送信機の操作要領	2.0
		貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力	<p>(1) 警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等の点検要領 (2) 警報送信機の点検要領</p>	
		運搬中における周囲の見張りを 行う高度に専門的な能力	警察官に停車を命じられた場合の周囲の警戒要領（VTR）	
		運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを 行う高度に専門的な能力	<p>(1) 車両の停車位置の選定の方法 (2) 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法 (3) 同乗する他警備員に対する警戒指揮要領</p>	
		運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的	<p>(1) 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項 (2) 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の優先すべき事項</p>	

		な能力		
	貴重品運搬警備業務の管理に関する事	貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力	警備計画書又は警備指令書の作成要領	2.0
	運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故発生時における応急の措置に関する事	事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力	指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領	1.0
		護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力	(1) 警戒棒の応用操作要領 (2) 警戒杖の応用操作要領 (3) 徒手の護身術（応用）	
		その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領	
修了考査	学科試験	種別ごとに検定規則別表第1に掲げる科目		1.0
	実技試験	種別ごとに検定規則別表第1に掲げる科目		3.0

備考 この表において、1時限は50分とします。

別表第2（2級）

種別	講習の区分	講習科目	講習事項	細目	講習時間（時限）	
					一	二
施設警備業務	学科講習	警備業務に関する基本的事項	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	(1) 警備業務の意義と重要性 (2) 施設警備業務の意義と重要性 (3) 施設警備業務と管理権 (4) 警備業務実施の基本原則 (5) 施設警備業務に従事する警備員の使命と心構え	1.0	6.0
			警備員の資質の向上に関する専門的な知識	(1) 警備員の教育及び指導・監督に関する制度の概要 (2) 警備員指導教育責任者制度 (3) 検定制度と資格者配置 (4) 礼式と基本動作		
		法令に関すること	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	(1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） (2) 憲法（人権についての概略的知識） (3) 刑法（正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居侵入についての概略的知識） (4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識） (5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） (6) 遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）	1.0	4.0
			消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他施設警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	(1) 消防法（火災発生時の措置等についての概略的知識） (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（銃砲刀剣類等についての概略的知識） (3) 軽犯罪法（概略的知識）		
			警備業務対象施設における保安業務に関すること	(1) 出入管理業務 (2) 巡回 (3) 鍵等の管理業務		
		警備業務実施上の留意事項に関する専門的な知識	(1) 報告 (2) 火災の基礎知識	3.0	5.0	
施設警備業務用機器及び同機器の故障又は不調の場合にとるべき措置に関する専門的な知識	(1) 出入管理用設備機器の機能及び使用方法 (2) 消防用設備等の機能及び使用方法 (3) 通信機器の機能と使用方法					

		警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 警察機関等への連絡の重要性 (2) 各種電話による警察機関等への連絡要領	2.0	13.0
			不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置並びに警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 不審者、不審物（含爆発物）発見時及び脅迫電話（爆破予告等）対処要領 (2) 火災発生時の対処要領 (3) その他の災害、事故等発生時の対処要領		
			事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 救急法の意義と重要性 (2) 応急手当の概要 (3) 応急手当の実施要領		
			護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	(1) 警戒棒及び警戒杖並びに非金属製の楯の取扱い (2) 警戒棒の基本操作要領 (3) 警戒杖の操作要領 (4) 非金属製楯の操作要領 (7) 徒手による護身術の心構え		
			その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 避難誘導 (2) 現場保存の意義及び実施上の留意点		
施設警備業務	実技講習	警備業務対象施設における保安業務に関すること	出入管理を行う専門的な能力	手荷物開披検査及び携帯用金属探知機を使用した出入管理要領	3.0	7.0
			巡回を行う専門的な能力	巡回実施上の着眼点及び留意事項（VTR）		
			施設警備業務用機器を操作する専門的な能力	自動火災報知設備の操作要領		

		施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置を行う専門的な能力	自動火災報知設備の故障又は不調の原因の解明		
	警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと	不審者又は不審物を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力	不審者又は不審な物件を発見した場合の措置要領	2.0	7.0
		事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力	警察機関等への連絡要領		
		事故の発生時における負傷者の救護を行う専門的な能力	(1) 三角巾を使用した止血要領 (2) 負傷者の搬送要領		
		護身用具の使用 方法その他の護身の方法に関する専門的な能力	(1) 警戒棒の基本操作要領 (2) 警戒杖の基本操作要領 (3) 非金属製の楯の基本操作要領 (4) 徒手の護身術（基本）		
		その他事故の発生時における応急の措置並びに警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力	火災発生時における自動火災報知設備による館内放送要領		
雑踏警備業務	学 科 講 習	警備業務に関する基本的事項	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	1.0	6.0
			警備員の資質の向上に関する専門的な知識		
	法令に関する こと	法その他警備業務の実施の適正	(1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条）		

	を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (2) 憲法（人権についての概略的知識） (3) 刑法（正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居侵入についての概略的知識） (4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識） (5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） (6) 遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識） 	1.0	4.0
	軽犯罪法、道路交通法その他雑踏警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道交法（第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条） (2) 軽犯罪法（概略的知識） 		
群集の規制に関すること	人の誘導その他の雑踏の整理を行うため必要な事項に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雑踏警備業務の基本 (2) 施設管理権の行使 (3) 関係者との連携 (4) 行事等の態様別の警備形態の特徴 	3.0	5.0
	雑踏警備業務用資機材の使用方法に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雑踏警備業務用資機材の種類 (2) 雑踏警備業務用資機材の設置上の留意事項 (3) 携帯用無線機の構造、機能及び使用方法 (4) 広報の重要性及び実施要領 (5) 群集の整列等の基本 		
	群集の特性に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 群集の性格 (2) 群集心理の特性 		
人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故発生時の把握すべき事項 (2) 警備隊本部への連絡要領 	2.0	13.0
	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急法の意義と重要性 (2) 応急手当の概要 (3) 応急手当の実施要領 (4) 事故発生時の二次災害防止要領 (5) 幼児等要保護者への対応要領 		
	護身用具の使用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒棒の取扱い 		

		方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	(2) 警戒棒の基本操作要領 (3) 徒手による護身術の心構え			
		その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 事故発生時の初動措置要領 (2) 避難誘導 (3) 現場保存の意義及び実施上の留意点 (4) 不審物発見時の対処要領			
実技講習	群集の規制に関すること	雑踏警備業務用資機材を使用して雑踏の整理を行う専門的な能力	(1) 緊急時の人による群集の規制要領 (2) 群集の整列の実施要領	3.0	7.0	
	人の雑踏する場所における負傷等の事故発生時における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力	警察本部への連絡要領			
		事故の発生時における負傷者の救護を行う専門的な能力	(1) 三角巾の止血要領 (2) 負傷者の意識確認と状況に応じた搬送要領	2.0	7.0	
		護身用具の使用 方法その他護身の方法に関する専門的な能力	(1) 警戒棒の基本操作要領 (2) 徒手の護身術（基本）			
	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力	(1) 緊急車両の誘導路確保のための広報要領 (2) 不正又は会場管理規定等に違反する行為を認めた場合の禁止広報要領				
交通誘導警備業務	学 科 講 習	警備業務に関する基本的事項	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	(1) 警備業務の意義と重要性 (2) 交通誘導警備業務の意義と重要性 (3) 警備業務実施の基本原則 (4) 交通誘導警備業務に従事する警備員の使命と心構え	1.0	6.0
			警備員の資質の向上に関する専門的な知識	(1) 警備員の教育及び指導・監督に関する制度の概要 (2) 警備員指導教育責任者制度 (3) 検定制度と資格者配置 (4) 礼式と基本動作		
		法令に関すること	法その他警備業務の実施の適正	(1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条）		

	を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (2) 憲法（人権についての概略的知識） (3) 刑法（正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居侵入についての概略的知識） (4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識） (5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） (6) 遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識） 	1.0	4.0
	道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道交法（第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条） (2) 軽犯罪法（概略的知識） 		
車両等の誘導に関すること	交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通誘導業務用資機材の種類 (2) 交通誘導業務用資機材の使用用途及び機能 (3) 資機材の設置措置 (4) トランシーバーの使用方法及び通話要領 (5) 交通誘導業務用資機材の点検と整備 	3.0	5.0
	人又は車両に対する合図の方法その他人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 合図実施上の留意点 (2) 合図の種類と基本動作 (3) 位置の選定と相互通行及び工事現場等の出入口における交通誘導 		
工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察機関等への連絡の重要性 (2) 警察機関等へ連絡すべき事故等の区分及び態様 (3) 各種電話による警察機関等への連絡要領 	2.0	13.0
	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急法の意義と重要性 (2) 応急手当の概要 (3) 応急手当の実施要領 (4) 危険予知 		
	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒棒の取扱い (2) 警戒棒の基本操作要領 (3) 徒手による護身術の心構え 		

		<p>その他事故の発生時における応急の措置及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p>	<p>(1) 消火器の構造、機能及び使用方法 (2) 事故の現場における交通誘導 (3) 避難誘導 (4) 現場保存の意義及び実施上の留意点</p>			
実 技 講 習	車両等の誘導に関すること	<p>交通誘導業務用資機材を使用して人又は車両の誘導を行う専門的な能力</p>	<p>(1) 手旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 (2) 赤色灯を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 (3) 大旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 (4) その他交通誘導業務用資機材の使用法</p>	3.0	7.0	
		<p>人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う専門的な能力</p>	<p>(1) 合図実施のための位置の選定 (2) 警笛及び素手での合図による車両の後進誘導要領 (3) 合図の基本動作</p>			
	工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	<p>事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力</p>	<p>警察機関等への連絡要領</p>	2.0	7.0	
		<p>事故の発生時における負傷者の救護を行う専門的な能力</p>	<p>(1) 三角巾の止血要領 (2) 負傷者の意識確認と状況に応じた搬送要領</p>			
<p>護身用具の使用 方法その他護身の方法に関する専門的な能力</p>		<p>(1) 警戒棒の基本操作要領 (2) 徒手の護身術（基本）</p>				
		<p>その他事故の発生時における応急の措置及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な能力</p>	<p>交通事故発生時の二次災害防止要領</p>			
核燃料物質等危険物運搬警	学 科	<p>警備業務実施の基本原則に関する事項</p>	<p>警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識</p>	<p>(1) 警備業務の意義と重要性 (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の意義と重要性 (3) 警備業務実施の基本原則</p>		

講 習		(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事する警備員の使命と心構え	1.0	6.0
	警備員の資質の向上に関する専門的な知識	(1) 警備員の教育及び指導・監督に関する制度の概要 (2) 警備員指導教育責任者制度 (3) 検定制度と資格者配置 (4) 礼式と基本動作		
法令に関すること	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	(1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） (2) 憲法（人権についての概略的知識） (3) 刑法（正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居侵入についての概略的知識） (4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識） (5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） (6) 遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）	1.0	4.0
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力基本法及び関係法令 (2) 道路運送車両法及びその関係法令 (3) 道路交通法（交通規制についての概略的知識） (4) 軽犯罪法（概略的知識）		
核燃料物質等危険物に関すること	核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識	(1) 放射線の基礎知識 (2) 放射線防護の原則 (3) 原子の構造とウラン核分裂の仕組み (4) 核燃料物質等に関する基本知識 (5) 著しい危険を生じさせるおそれのある危険物に関する基礎知識	1.0	
	核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装備及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する専門的な知識	(1) 車両の構造及び機能 (2) 車両装備品の名称及び機能 (3) 車載用無線機の構造、機能及び操作方法 (4) 携帯用無線機の構造、機能及び操作方法 (5) 運搬容器の種類と運搬方法		
核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に関すること	伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関	(1) 車両の日常点検 (2) 車両の修理 (3) 車載用無線機の点検要領 (4) 携帯用無線機の点検及び修理方法		5.0

	<p>する専門的な知識</p>		2.0
	<p>車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各警備業務用車両及び警備員等の役割 (2) 的確な車間距離と車線の変更要領 (3) 車列離脱時における報告 (4) 安全運搬に必要な情報 (5) 運搬経路の維持とトンネルの安全通過 	
	<p>運搬中における周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する専門的な知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特異情報の意義及び発見方法等 (2) 駐車場所等における車両の誘導要領 (3) 駐車場所における警戒要領 	
	<p>運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定所連絡の意義と連絡系統 (2) 無線による定所連絡要領 (3) 電話による連絡 	
核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	<p>放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放射線測定器の種類と原理 (2) ガラスバッジの構造と使用及び管理方法 (3) GM サーベイメーターの構造と操作及び管理方法 	
	<p>放射線障害等防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) ロープ及び資機材の使用法 (2) 拡声器の取扱要領 (3) 警戒区域設定上の留意事項 	2.0 13.0
	<p>事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察機関等への連絡 (2) 警察機関等への連絡の系統 (3) 基地局等への連絡要領 (4) 通報連絡の一般的留意点 	
	<p>護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒棒及び警戒杖並びに非金属製の楯の取扱い (2) 警戒棒の基本操作要領 (3) 警戒杖の操作要領 (4) 非金属製楯の操作要領 (5) 徒手による護身術の心構え 	

		<p>その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p>	<p>(1) 救急法の意義と重要性 (2) 応急手当の概要 (3) 応急手当の実施要領 (4) 避難誘導 (5) 現場保存の意義及び実施上の留意点</p>		
実 技 講 習	伴走及び周囲の見張りに関する事項	<p>伴走に使用する車両の点検及び修理を行う専門的な能力</p>	<p>車載用無線機の点検要領</p>	3.0	7.0
		<p>運搬中における周囲の見張りを 行う専門的な能力</p>	<p>駐車場所及び運行中における警戒要領 (VTR)</p>		
		<p>運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力</p>	<p>定所連絡定時連絡の要領</p>		
核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること		<p>放射線量測定用機械器具の点検、修理及び操作を行う専門的な能力</p>	<p>GM サーベイメーターの点検と零点補正及び電池の交換要領</p>	2.0	7.0
		<p>放射線障害等防止用資機材の点検及び使用する専門的な能力</p>	<p>ロープ等を使用した警戒区域の設定要領</p>		
		<p>事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力</p>	<p>基地局への連絡要領</p>		
		<p>護身用具の使用方法その他護身の方法に関する専門的な能力</p>	<p>(1) 警戒棒の基本操作要領 (2) 警戒杖の基本操作要領 (3) 非金属製楯の基本操作要領 (3) 徒手の護身術 (基本)</p>		
		<p>その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力</p>	<p>拡声器による避難誘導要領</p>		
貴重品運	学	警備業務に関する	警備業務実施の	(1) 警備業務の意義と重要性	

搬警備業務

講
習

る基本的事項	基本原則に関する専門的な知識	(2) 貴重品運搬警備業務の意義と重要性 (3) 警備業務実施の基本原則 (4) 貴重品運搬警備業務に従事する警備員の使命と心構え	1.0	6.0
	警備員の資質の向上に関する専門的な知識	(1) 警備員の教育及び指導・監督に関する制度の概要 (2) 警備員指導教育責任者制度 (3) 検定制度と資格者配置 (4) 礼式と基本動作		
法令に関すること	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する専門的な知識	(1) 警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） (2) 憲法（人権についての概略的知識） (3) 刑法（正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居侵入についての概略的知識） (4) 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識） (5) 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） (6) 遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）	1.0	4.0
	道路交通法その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	(1) 道路交通法（交通規制についての概略的知識） (2) 軽犯罪法（概略的知識）		
貴重品運搬警備業務用車両並びに伴走及び周囲の見張りに関すること	貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する専門的な知識	(1) 貴重品運搬警備業務用車両の構造及び機能 (2) 貴重品運搬警備業務用車両装備品の名称及び機能 (3) 車載用無線機の構造、機能及び操作方法 (4) 携帯用無線機の構造、機能及び操作方法		
	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識	(1) 車両の日常の点検 (2) 車両の修理 (3) 車載用無線機の点検要領 (4) 携帯用無線機の点検		
	車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 伴走の方法と警備業務用車両の役割 (2) 的確な車間距離による伴走 (3) 車列離脱時における報告 (4) 安全運搬に必要な情報 (5) 運搬経路の維持とトンネルの安全通過	3.0	5.0
	運搬中における周囲の見張りをを行うため必要な	(1) 特異情報の意義及び発見方法等 (2) 駐車場所における車両の誘導要領 (3) 駐車場所及び運行中における警戒要領		

		事項に関する専門的な知識		
		運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 貴重品積卸し時の警戒要領 (2) 貴重品携行時の警戒要領 (3) 貴重品引渡し時の警戒要領 (4) 貴重品受領時の注意事項	
		運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統 (2) 定所連絡及び定時連絡の要領	
	運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 警察機関等への連絡の重要性 (2) 警察機関等への連絡の系統 (3) 警察機関等への連絡要領	2.0 13.0
		護身用具の使用方法その他護身の方法に関する専門的な知識	(1) 警戒棒及び警戒杖並びに非金属製の楯の取扱い (2) 警戒棒の基本操作要領 (3) 警戒杖の操作要領 (4) 非金属製楯の操作要領 (5) 徒手による護身術の心構え	
		その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識	(1) 救急法の意義と重要性 (2) 応急手当の概要 (3) 応急手当の実施要領 (4) 避難誘導 (5) 現場保存の意義及び実施上の留意点	
実技講習	貴重品運搬警備業務用車両並びに伴走及び周囲の見張りに関すること	貴重品運搬警備業務用車両を操作する専門的な能力	車載用無線機の操作要領	
		貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う専門的な能力	車載用無線機のスケルチ、ハンドマイク等点検要領	
		運搬中における周囲の見張りを	駐車場所及び運行中における警戒要領 (VTR)	3.0 7.0

		行う専門的な能力			
		運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う専門的な能力	(1) 貴重品積卸し時の警戒要領 (2) 貴重品携行時の警戒要領 (3) 貴重品引渡し時の警戒要領		
		運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力	定所連絡及び定時連絡の要領		
	運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること	事故の発生時における警察機関その他関係機関への連絡を行う専門的な能力	警察機関等への連絡要領	2.0	7.0
		護身用具の使用 方法その他護身の方法に関する専門的な能力	(1) 警戒棒の基本操作要領 (2) 警戒杖の基本操作要領 (3) 徒手の護身術（基本）		
		その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力	(1) 三角巾使用の止血要領 (2) 負傷者の搬送要領		
修了考査	学科試験	種別ごとに検定規則別表第2に掲げる科目		1.0	1.0
	実技試験	種別ごとに検定規則別表第2に掲げる科目		3.0	3.0

備考 1 この表において、1時限は50分とします。

2 時間区分のうち、一は第8条第1項第1号に掲げる者に係る講習時限、二は同項第2号に掲げる者に係る講習時限を表す。

別表第3

学科試験及び実技試験の可否の基準

講習の種別	1 級		2 級	
	学科	実技	学科	実技
施設警備業務	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
雑踏警備業務	同上	同上	同上	同上
交通誘導警備業務	同上	同上	同上	同上
核燃料物質等危険物 運搬警備業務	同上	同上	同上	同上
貴重品運搬警備業務	同上	同上	同上	同上
<p>※ 学科試験は、5肢択一式20問の筆記試験により行い、配点は1問5点の100点満点とし、合格基準を90点以上の成績とする。</p> <p>※ 実技試験は、減点式採点法により採点を行い、6科目100点満点とし、合格基準を90点以上の成績とする。実技試験科目は別紙のとおりとする。</p> <p>※ 修了考査は、学科試験及び実技試験の両方の成績が合格基準を満たしたときに合格とし、特別講習の課程を修了したものとする。</p>				

別紙

実技試験科目

	1 級	2 級
施設 警備 業務	① 出入管理要領	① 出入管理要領
	② 巡回実施要領（外周）	② 巡回実施要領
	③ 総合管理システム使用要領	③ 自動火災報知設備操作要領
	④ 業務管理要領	④ 警察機関等への連絡要領
	⑤ 警察機関等への追加連絡要領	⑤ 負傷者の搬送要領
	⑥ 警戒じょうの応用操作要領	⑥ 警戒じょうの基本操作要領
雑 踏 警 備 業 務	① 群集密度の変化に応じた動線の切 替え要領	① 群集の規制要領
	② ロープ等を使用した緊急時の規制 の方法 不測の事態に規制を行う場合の広 報要領 規制を行う場合の迂回路の選定要 領	② 群集の整列規制要領
		③ 警備隊本部への連絡要領
		④ 負傷者の搬送要領
	③ 業務管理要領	⑤ 徒手による護身術（基本）
	④ 警備隊本部への追加連絡要領	
	⑤ 車椅子による搬送要領	⑥ 緊急車両の誘導路の確保のための広 報要領
⑥ 徒手による護身術（応用）		
交 通	① 交互通行規制での誘導要領	① 大旗を使用した基本の合図
	② 交通誘導現場に応じた警備員の配 置と交通誘導警備業務用資機材の	② 警笛及び素手による車両の後進誘導 要領

誘導警備業務	配置要領	
	③業務管理要領	③警察機関等への連絡要領
	④事故現場における拡声器による避難誘導要領	④負傷者の搬送要領
		⑤徒手による護身術（基本）
	⑤警察機関等への追加連絡要領	⑥交通事故現場の二次災害防止要領
⑥徒手による護身術（応用）		
核燃料物質等危険物運搬警備業務	①車両点検要領	①車載用無線機の操作要領
	②緊急停止時の警戒要領	②駐車場所及び運搬中における警戒要領
	③業務管理要領	③GMサーベイメーターの操作要領
	④放射線源の特定要領	④警戒区域の設定要領
	⑤基地局への追加連絡要領	⑤基地局への連絡要領
	⑥警戒じょうの応用操作要領	⑥警戒じょうの基本操作要領
貴重品運搬警備業務	①車両用警報装置の操作要領	①車載用無線機の操作要領
	②停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領	②駐車場所及び運行中における周囲の警戒要領
	③積卸し現場周辺の警戒検索要領	③積卸し時の警戒要領
	④指令業務担当者が行う指揮要領	④警察機関等への連絡要領
	⑤業務管理要領	⑤警戒じょうの基本操作要領
	⑥警戒じょうの応用操作要領	⑥負傷者の搬送要領